

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の地勢等

(地勢)

田原市商工会（以下「当商工会」とする）管内の地勢は愛知県の南端に位置し、渥美半島の東部を区域としており、東は東三河地域の中心都市である豊橋市に隣接し西は渥美商工会地域、北は三河湾、南は太平洋の二方を海に囲まれ、東西に長く総面積109km²を有している。

田原市（以下「当市」とする）の南部のいくつかの段丘面には、複合した洪積台地が分布している。太平洋岸は赤羽根漁港付近を除いて標高20m以上の崖が続いている。市街地中央～東部にかけての汐川沿い、今池川及び芦ヶ池周辺の低地、池尻川沿い、精進川沿いには沖積平野が発達している。北東部の海岸沿いには砂州が発達していたが、現在は埋め立てによって臨海工業地帯が形成されている。

(気候)

気候は、太平洋の黒潮の影響で、年間を通じて温暖であるが、海に突き出た半島特有の地形のため、年間を通じて大変風の強い地域である。

夏季は温暖な東南季節風が設楽山岳地帯の冷たい上昇気流により冷却されて市内の雨量を増やし、冬季は反対に北西季節風が山岳地帯に降雨をもたらす、市内の雨量は少ない。

(人口)

当商工会管内の人口は、令和2年7月31日現在、42,679人、男女別では、それぞれ22,016人、20,663人である。

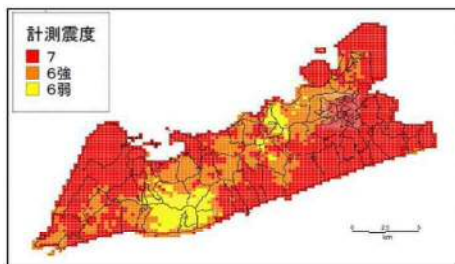
田原市商工会地域の位置図



(2) 地域の災害のリスク

(地震：業務継続計画)

当市の業務継続計画によると、東海・東南海・南海地震における震度は、いずれのケースも市内のほとんどの地域で震度6弱以上の揺れになると想定される。ケースによって異なるが、基本ケースの場合、震度7となる地域が臨海部埋立地、田原中部・神戸校区の汐川流域、赤羽根港周辺などの低地の地域であり、この外のほとんどの地域が震度6強と想定される。



(津波：市地域防災計画)

当市の地域防災計画によると、南海トラフ地震における津波は、ケースによって異なるが、三河湾内ではおおむね3～4m程度であるが、遠州灘側では10～20mであり、半島先端部では最大21mに達すると想定されている。

三河湾側には臨海工業地帯があり、自動車産業を中心とした製造業が集積している。

| 田原市全域の津波による浸水面積 | | | | | |
|-----------------|---------|---------|---------|-------|-------|
| 1 cm以上 | 30 cm以上 | 1 m以上 | 2 m以上 | 5 m以上 | 10m以上 |
| 3,138ha | 2,747ha | 1,830ha | 1,035ha | 199ha | 59ha |

(土砂災害：防災マップ)

当市の防災マップによると、市内の山間部を中心に愛知県知事が指定した土砂災害警戒区域が存在している。

(感染症等)

新型コロナウイルス感染症を始めとする新たな感染症は感染力が強く、罹患すると重症化するおそれがあり、世界的なまん延により企業活動に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

(3) 商工業者の状況

- ・商工業者数 1,431件
- ・小規模事業者数 1,063件

【内訳】

| 産業分類 | 商工業者数 | 小規模事業者数 |
|-----------------|-------|---------|
| 農業・林業 | 50 | 45 |
| 建設業 | 197 | 187 |
| 製造業 | 111 | 82 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 5 | 2 |
| 情報通信業 | 3 | 3 |
| 運輸業、郵便業 | 61 | 35 |
| 卸売業、小売業 | 424 | 282 |
| 金融業、保険業 | 23 | 19 |
| 不動産業、物品賃貸業 | 43 | 38 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 34 | 23 |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 203 | 125 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 139 | 121 |
| 教育、学習支援業 | 42 | 36 |
| 医療、福祉 | 23 | 22 |
| 複合サービス業 | 7 | 4 |
| サービス業 | 66 | 39 |
| 合計 | 1,431 | 1,063 |

(平成28年度経済センサスより)

(4) これまでの取組

①当市の取組

- ・地域防災計画の策定
災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、当市の地域防災計画を令和2年12月に改訂した。
- ・防災訓練の実施
総合防災訓練、津波防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
アルファ米等食糧、飲料水、各種物資、発電機等機材の備蓄
- ・新型コロナウイルス感染症対策基本方針の策定、相談窓口の設置、衛生資材の配布、予防策の周知啓発など

②当商工会の取組

- ・防災備品(防災ラジオ、ヘルメット、懐中電灯等)を備蓄。
- ・新型コロナウイルス感染症対策事業の実施
(影響調査の実施、支援金支給、個別相談会の実施、感染防止に係る情報提供など)

II 課題

- ・小規模事業者の防災に対する意識が低い。当商工会管内小規模事業者のBCP策定率は、約0.2%であり全国平均2.2%に比べて低い。
- ・保険・共済に対する助言を行える当商工会職員が不足している。
- ・当商工会としてのBCPを作成しておらず、具体的な計画がない。

III 目標

- ①小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
(目標件数)
 - ・事業継続力強化支援に係る巡回指導件数 年：20件
 - ・BCP策定セミナーの開催回数 年：1回
 - ・BCP策定支援事業者数 年：5事業者
 - ・BCP策定事業者数 年：2事業者
- ②発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ③発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ④リスクに対応した共済・保険制度への加入推進を図る。
各種共済・保険制度への加入件数 年間：3件
- ⑤事業者BCPに関する行政の施策の周知を図る。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛知県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・平成27年に締結した当市と当商工会との「災害時における応急生活物資の調達に関する協定書」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでもどこでも罹患する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者へは常に最新で正しい情報を流し、誤った情報に惑わされることなく、冷静に対応するよう周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症対策は、業種別ガイドラインに基づき行うように事業者へ周知するとともに、必要な支援策を実施する。
- ・事業者に対し、マスクや消毒液等を一定量備蓄するよう働きかけ、オフィス内の換気設備の設置、ITやテレワーク環境の整備などの情報提供や支援策等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和4年3月31日までに事業継続計画を作成予定。

3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会と協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社並びにあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携して専門家の派遣を依頼し、当商工会区域の小規模事業者等を対象とした普及啓発セミナー、BCP策定支援や損害保険、生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・(仮称) 田原市事業継続力強化支援連絡会（構成員：当商工会、当市）を必要に応じて開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード8の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡先の確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であると言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後6時間以内に職員の安否報告を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当商工会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を把握し、2日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

| | |
|-----------|--|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 |
| ほぼ被害はない | <ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。 |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

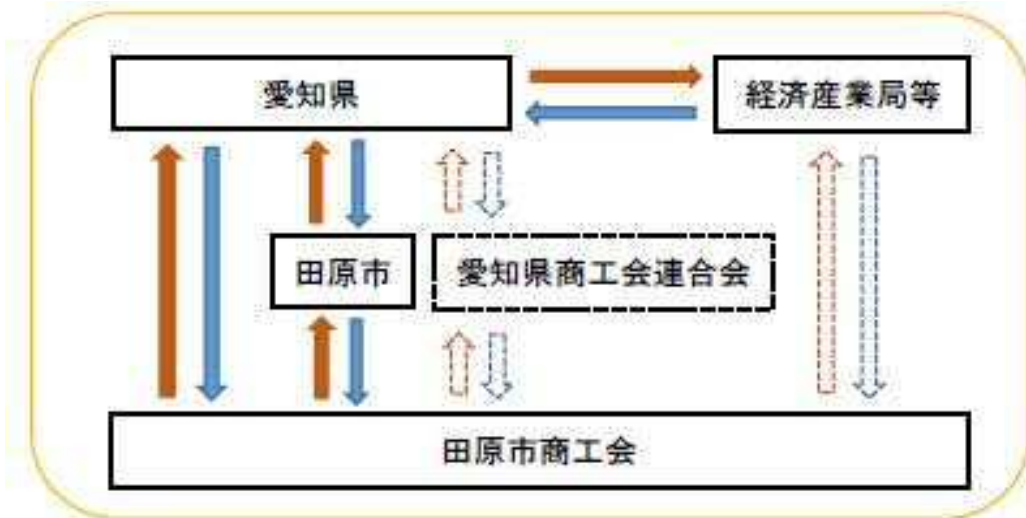
- ・本計画により、当商工会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

| | |
|---------|------------|
| 発災後～1週間 | 1日に2回共有する |
| 2週間～3週間 | 2日に1回共有する |
| 4週間～2ヶ月 | 3日に1回共有する |
| 2ヶ月以降 | 1週間に1回共有する |

- ・当市で取りまとめた「例：田原市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当商工会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当商工会と当市が共有した情報を、愛知県の指定する方法にて当商工会又は当市より愛知県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当商工会と当市が共有した情報を愛知県の指定する方法にて当商工会又は当市より愛知県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

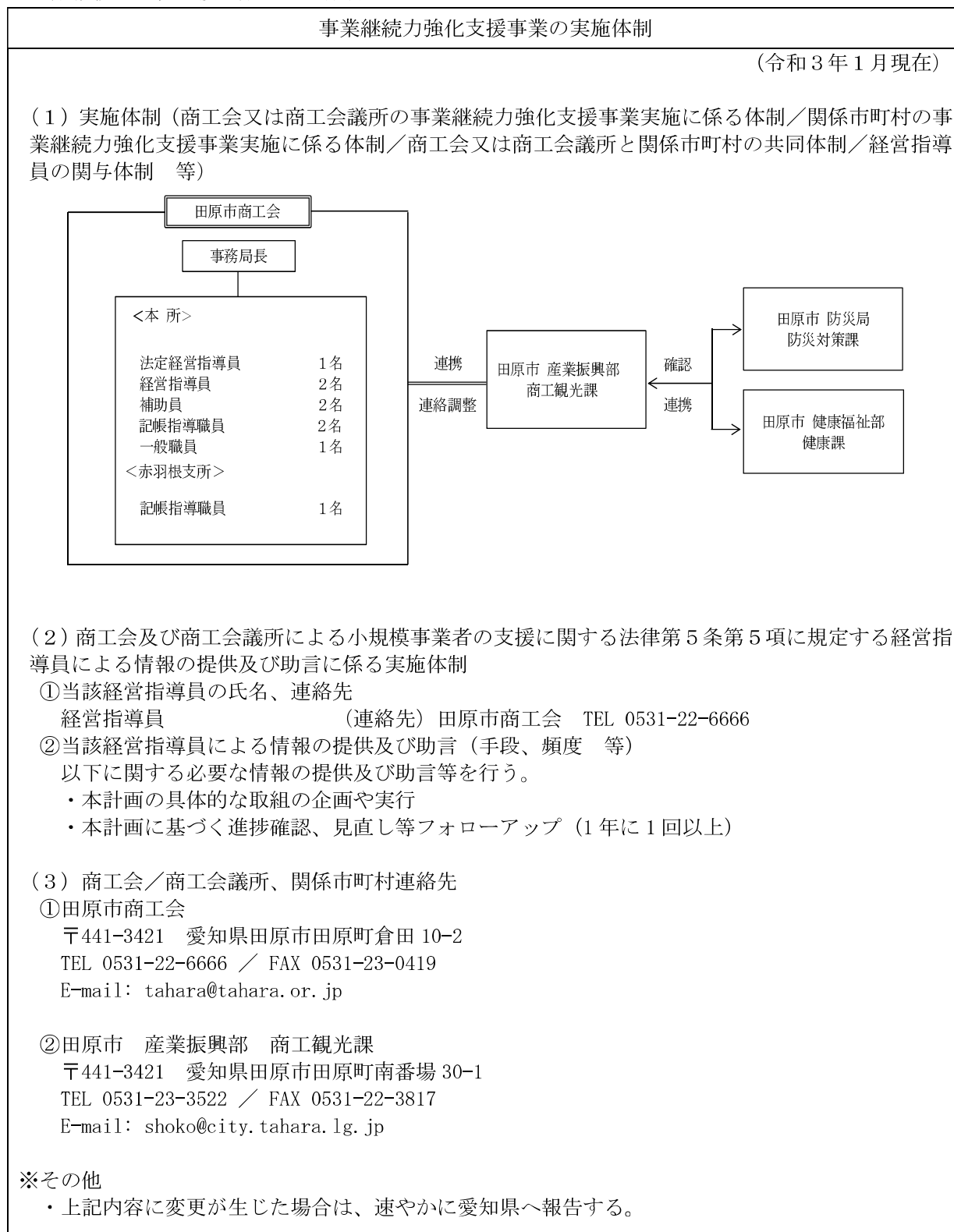
- ・愛知県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を愛知県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛知県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| 専門家派遣費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| 連絡会運営費 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| セミナー開催費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| パンフ・チラシ製作費 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|-------------------|
| 会費収入、田原市補助金、県補助金等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| |
|--|
| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名 |
| ①あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 三河支店 豊橋支社 住 所：〒440-8050 愛知県豊橋市大手町 92 ②東京海上日動火災保険会社 三河支店 豊橋支社 住 所：〒441-8021 愛知県豊橋市白河町 85-2 豊橋東京海上日動ビルディング 5階 |
| 連携して実施する事業の内容 |
| ①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②BCP策定支援 |
| 連携して事業を実施する者の役割 |
| ①小規模事業者の事業所所在地のハザード情報の提供、リスクファイナンスとして保険の活用・見直し相談等 ※小規模事業者に対する事前のリスク対策並びに被災に伴う資金繰悪化防止及び事業再建資金の調達。 ②セミナー講師派遣、BCP策定ツールの提供、指導及び助言 ※小規模事業者が自然災害リスクや感染症リスクに関する知識向上が図られ、事前対策への意識が高まるとともに、小規模事業者役に役立つ施策等の最新情報の提供ができる。 |
| 連携体制図など |
| |